

令和 7 年度大潟村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は作付面積及び農業産出額の 9 割以上を占める稲作依存経営から田畑複合経営への脱却を目指し、水田が持つ収益力の向上を図る。

土地利用型畑作物の主力である大豆・麦類をはじめとして、高収益作物では南瓜・タマネギ・メロン・ニンニクを地域振興作物と位置付け、それぞれの作物が持つ強みを活かし多様な水田の利活用を図る農業の展開を目指している。

取りわけ、現在東北圏内において産地形成が図られていないタマネギの大規模産地化を目指し地域全体で作付の拡大を推進しているところである。

一戸あたり 15ha で始まった当地域の農業は、集約化が進み現在では 1 戸あたり 20ha という規模になっている。しかし、他地域では当地域以上に規模拡大が進行しており、当時の大規模経営や、それに伴う高度機械化等による規模的及び技術的な優位性はもはや失われつつある。

今後の当地域における営農の持続可能性を維持する為には、規模に頼った経営だけでは維持・発展が困難であるほか、高い水稻作付比率による、米価変動の影響を大きく受ける生産構造からの脱却を目指す事が重要であり、畑作物の振興がこれまで以上に重要なものと捉えている。

しかしながら、畑作物については、干拓地特有の重粘土質土壌であるため、肥沃である一方、排水不良による湿害を受けやすく、収量・品質の低下への対策が必要である。

また、当地域の農業用排水施設は、完成から 50 年以上を経過した施設が多数あり、老朽化が著しいことから国営事業にて令和 3 年～令和 24 年までの計画で改修事業が行われている。

以上のような前提に立ち、当地域では多様な農業生産を展開するとともに、村が策定した大潟村農業チャレンジプラン等に即し、持続可能な農業経営を実施できるよう、強くしなやかでたくましい大潟村農業の創出と農家所得の向上に関する施策を総合的かつ計画的に進めていく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

前述のように、当地域は作付面積の 9 割以上を稲作が占める水田地帯である。

農業者所得の向上を図るため、田畑複合経営への転換を推進するとともに、高収益作物としてこれまで取り組んできた南瓜・タマネギ・メロン・ニンニクについては大潟村産地としてのブランド化を図るための取組を進めてきた。中でもタマネギについては、東北圏内において産地形成が図られていないことや、他産地の端境期にあたることなどから、タマネギの大規模産地化を目指し、地域全体で作付の拡大を推進しているところである。これら畑作物の収量・品質の向上のためには、干拓地特有の重粘土質土壌による排水不良を解消するための排水対策が引き続き必要であると考ええる。

また、当地域では、国内の米消費量減少や食生活の多様化が進むなかで、コメ及びコメ加工品について国内販売だけでなく海外での需要を模索していくため、平成 28 年に「大潟村農産物・加工品輸出促進協議会」が設立され、輸出に取り組んでいる。

令和 2 年度には、国が選定した輸出重点 27 品目のうち、コメ、パックご飯及び米粉・米粉製品の産地として当地域が指定されたこともあり、輸出拡大に力を入れており、増加傾向にある。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域管内の水田は、従来より一筆の標準面積がおよそ 1.25ha と大きく、農道も整備されているほか、近年では農業者の自力施工も活用した暗渠排水、畦畔除去による区画拡大や作業効率化など、耕作条件の改善が進んでいる。

また、規模拡大意欲の強い農業者が多く存在する中、一方で後継者を確保できず、農地を手放す農業者も年々増えていることから、管内の水田では徐々に集約化が進んでいる。しかしながら、管内の水田は限られているため規模拡大の希望は必ずしも叶うわけではなく、他地域への出作により規模拡大を図る農業者も存在する。

畑作と水稻の田畑輪換による無肥料栽培など、水稻生産コストの低減も期待されることから、当地域においては畑地化を伴わない水田の有効利用を原則とするが、水稻作に活用される見込みがない水田が存在しないかなど、農業委員会や土地改良区等と全農地の現地確認を定期的に行うなど取組を徹底しており、耕作放棄地は無い。今後も農地パトロールを徹底して継続していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

当地域においては、系統出荷だけではなく、生産者団体又は生産者が個々に販売ルートを確認してきた経緯がある。そういった需給に応じた米づくりを推進し、消費者が求めるニーズに即した生産を図る。

また、令和 5 年にオーガニックビレッジ宣言をし、環境に配慮した環境創造型農業を展開している。特別栽培米や有機米など、付加価値の高い米生産を引き続き推進する。

(2) 備蓄米

村内農業者は規模拡大傾向にある一方、主食用米の需要は減少傾向にあり、その中で非主食用米の需要は高まっていくことが想定される。加工用米等が転作作物の中心ではあるが、備蓄米については主食用米と同じ品種で取り組めることもあり、取り組みやすい環境を整えていく。

※備蓄米については、令和 7 年産米の備蓄米に関する政府買入の動向を踏まえ、主食用米及び非主食用米等へ変更する場合がある。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

これまで、地域内での取組が少なく、他の非主食用米と比べると需要の見通しที่ไม่透明な部分もあるが、米の多様な利活用を推進する上で、転作作物の選択肢の一つであると捉える。今後需要動向を勘案しながら、県推進枠を活用するなどし、複数年契約や多収品種での生産の推進と、適切な施肥管理による単収の向上やコスト削減の取組により価格への対応を図り、徐々に生産面積を増やしていく。

イ 米粉用米

米の多様な利活用を推進する上で、転作作物の選択肢の一つとして捉え、複数年契約や多収品種での取組を推進し安定生産を図る。

また、現在、地域内の米粉の加工・販売事業者と連携し、グルテンフリーという特徴を活かした輸出の促進に取り組んでいるところである。国内においても健康食品や学校給食等を中心に更なる販路拡大を図り、生産拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

近年、新市場への主食用米の供給については、増加傾向にある。今後も、複数年契約を推進するなど取り組みやすい環境を整えていく。

エ WCS 用稲

現状、地域内において生産の見込みはない。

オ 加工用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、きり餅や米菓として消費される加工用米を転作作物の中心に位置づけ、大規模生産地としての安定供給というメリットと、肥効調節型肥料の活用による収量の増加を図るほか、徹底した品質管理により、もち米を中心に取組み、確実な需要の確保と拡大、安定供給を目指す。

(4) 小麦、大豆、飼料作物

小麦、大豆については、産地交付金を活用し、田畑輪換による地力維持（水稻の低コスト化にも繋がる）、土地の高度利用などの面から生産振興を図る。

大豆については、排水対策としてこれまで取り組んできた暗渠施工等に対して支援することで今後も継続して安定生産を推進するとともに、農家個々が一定面積以上で取り組むことにより生産コスト、労働力低減を図り、小麦（二毛作）の取組と併せて地域全体で大豆の生産面積を維持する。

小麦については、ニーズのあるパン・中華麺用品種への転換が広まっていることから、作付面積の拡大と併せて水田フル活用として大豆との二毛作を推進する。

飼料作物については、水田での取組予定は現状無い。

(5) そば、なたね

取組なし

(6) 地力増進作物

取組なし

(7) 高収益作物

南瓜、タマネギ、メロン、ニンニクを収益性の高い地域振興作物として位置づけ、作付面積の拡大を図るため、県・村の補助事業と併せて産地交付金を活用し、若い農業者を中心に取組の普及を図っていくとともに、ブランド化に向けた取組を行い、大潟村産品目のブランド価値を高めることで農業者の所得向上を目指していく。

なお、タマネギについては、国事業も活用し東北一の大規模産地化形成に向けた取組を進めており、当地域における高収益作物栽培の核となるよう推進していく。

また、当地域においては特にチューリップが東北有数の生産地となっており、市場の評価も非常に高いなど、花きの生産が盛んであるが、夏から秋に向けて収穫・出荷が可能な花き（葉ボタン、トルコギキョウ、ひまわり、ユリ等）については圃場でも生産が可能であることから、産地交付金を活用しながら圃場での作付面積を維持し、花きの生産についても振興していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	5,415	0	5,700	0	4,500	0
備蓄米	17	0	17	0	80	0
飼料用米	2	0	2	0	70	0
米粉用米	11	0	11	0	25	0
新市場開拓用米	35	0	40	0	80	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	3,089	0	2,800	0	4,000	0
麦	153	151	159	157	250	240
大豆	336	0	339	0	400	10
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	54	1	52	1	114	10
・野菜	53	1	51	1	110	10
南瓜	22	0	22	0	50	0
タマネギ	29	1	27	1	55	10
メロン	1	0	1	0	2	0
ニンニク	1	0	1	0	3	0
・花き(ユリ、ひまわり、トルコギキョウ、キク、葉ボタン、ストック、チューリップ、アスター)	1	0	1	0	4	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	3	3
・小豆	1	1	1	1	3	3
畑地化	14	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆（基幹作物） （二毛作）	大豆の排水対策による 収量確保への助成	作付面積 （交付対象面積） （基幹作） （二毛作） 10aあたり平均単収	（令和6年度） 336 ha （330 ha） （330 ha） （ 0 ha） 190kg/10a	（令和8年度） 400 ha （390 ha） （390 ha） （ 10 ha） 210kg/10a
2	麦（二毛作）	二毛作助成	作付面積 （交付対象面積） 畑作面積全体に占める 小麦二毛作の割合	（令和6年度） 153 ha （150 ha） 37 %	（令和8年度） 250 ha （240 ha） 45 %
3	南瓜、タマネギ、メロン、 ニンニク（基幹作物） （二毛作）	地域振興作物助成（野菜）	作付面積 （交付対象面積） （基幹作） （二毛作）	（令和6年度） 54 ha （ 48 ha） （ 47 ha） （ 1 ha）	（令和8年度） 110 ha （110 ha） （100 ha） （ 10 ha）
4	南瓜、タマネギ、メロン、 ニンニク（基幹作物） （二毛作）	地域振興作物ブランド 化加算助成（野菜）	作付面積 （交付対象面積） 地域振興作物（野菜） の大潟村での作付面積 （基幹作） （二毛作）	（令和6年度） 40 ha （ 33 ha） （ 32 ha） （ 1 ha）	（令和8年度） 95 ha （ 90 ha） （ 85 ha） （ 10 ha）
5	花き（ユリ、ひまわり、ト ルコギキョウ、キク、葉ボ タン、ストック、チュー リップ、アスター）（基 幹作物）	地域振興作物助成（花 き）	作付面積 （交付対象面積）	（令和6年度） 1 ha （ 1 ha）	（令和8年度） 4 ha （ 4 ha）
6	麦（基幹作物）	麦の排水対策による収 量確保への助成	作付面積 （交付対象面積） 10aあたり平均単収	（令和6年度） 2 ha （ 1 ha） 491kg/10a	（令和8年度） 10 ha （ 8 ha） 480kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:秋田県

協議会名:大潟村地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	大豆の排水対策による収量確保への助成	1	22,000	大豆(基幹作物)(二毛作)	1.8ha以上の作付け、排水対策 等
1	大豆の排水対策による収量確保への助成	2	22,000	大豆(基幹作物)(二毛作)	1.8ha以上の作付け、排水対策 等
2	二毛作助成	2	16,000	麦(二毛作)	大豆等との組み合わせによる二毛作
3	地域振興作物助成(野菜)	1	13,000	南瓜、タマネギ、メロン、ニンニク (基幹作物)(二毛作)	実需者と出荷販売を締結し、収穫・販売
3	地域振興作物助成(野菜)	2	13,000	南瓜、タマネギ、メロン、ニンニク (基幹作物)(二毛作)	実需者と出荷販売を締結し、収穫・販売
4	地域振興作物ブランド化加算助成(野菜)	1	37,000	南瓜、タマネギ、メロン、ニンニク (基幹作物)(二毛作)	大潟村内圃場への作付け
4	地域振興作物ブランド化加算助成(野菜)	2	37,000	南瓜、タマネギ、メロン、ニンニク (基幹作物)(二毛作)	大潟村内圃場への作付け
5	地域振興作物助成(花き)	1	39,000	花き(ユリ、ひまわり、トルコギキョウ、キク、葉ボタン、ストック、チューリップ、アスター)(基幹作物)	実需者と出荷販売を締結し、収穫・販売
6	麦の排水対策による収量確保への助成	1	16,000	麦(基幹作物)	実需者と出荷販売を締結し、収穫・販売

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。